

平成20年度
住宅市場整備等推進事業
建築基準整備促進補助金事業
20 建築の質の向上に関する検討
基本制度部会発表資料
平成21年6月29日
社団法人建築業協会

提 案

1. 質の高い建築物が有すべき性能

質の高い建築物は次の性能を有すべきである。

【全般】

● 安全性

【ライフサイクルの各段階において有すべき性能】

- 事業企画段階：建築に係わる事業プログラムの健全性、社会的ニーズへの適合性
- 計画・設計段階：構成・デザイン及び技術の適切性
- 施工段階：施工技術・管理手法の適切性、難条件の克服度
- 環境面：地域環境との調和、地球環境への配慮、建物周辺環境の整備
- 維持管理面：施設運用及び管理状況の適切性、ユーザーの評価

2. 建築に関する基本理念

建築の質の向上は、次の基本理念に基づいて行われるべきである。

- 建築に関係する各主体が、建築の事業企画、計画・設計、施工、環境及び建築物の運用・維持管理等に関して、総合的に評価できること。
建築の質の向上のためには、総合的な評価のコンセンサスが必要

3. 建築に関わるものの責務及び役割

建築に関わるものは、それぞれ次の責務及び役割を担うべきである。

【国・地方公共団体の責務・役割】

- 国、地方公共団体は、建築の質の向上のために必要な施策を講ずる。

【建築主、建築生産者、所有者、建物管理者等の責務・役割】

- 建築主、建築生産者、所有者、建物管理者等建築に係るものは、事業活動にあたってそれぞれが建築の質の向上のために必要な方策を講ずる。
- 建築主、建築生産者、所有者、建物管理者等建築に直接関係するものは、それぞれが相互に連携し、適正な関係の基に建築を行う。

【ユーザーの責務・役割】

- 建築物のユーザーは、建築物の利用・使用に関して、自ら進んで建築物の質について理解し、その向上に協力する。